

南アフリカ
商標規則

2006年12月1日政府通達 R1180 により改正された 1995年4月21日政府通達 R578

目次

- 規則 1 定義
- 規則 1A 電子的サービス
- 規則 2 手数料
- 規則 3 様式
- 規則 4 商品及びサービスの分類
- 規則 5 書類
- 規則 6 書類の送達
- 規則 7 送達宛先
- 規則 8 宛先及び送達宛先の変更
- 規則 9 代理人
- 規則 10 登録することができない標章
- 規則 11 登録出願
- 規則 12 条約出願
- 規則 13 標章の表示
- 規則 14 言語の翻訳
- 規則 15 出願受領の際の手続
- 規則 16 設立される法人により使用される商標の登録出願
- 規則 17 誠実な同時使用者及び特別の状況に係る出願
- 規則 18 出願の公告
- 規則 19 登録官の下での手続
- 規則 20 未完了
- 規則 21 登録簿への記入
- 規則 22 連合標章
- 規則 23 登録証
- 規則 24 更新
- 規則 25 所有者による更新の申請
- 規則 26
- 規則 27
- 規則 28
- 規則 29
- 規則 30
- 規則 31 譲渡又は移転
- 規則 32
- 規則 33
- 規則 34
- 規則 35

- 規則 36
- 規則 37
- 規則 38 出願人の代置
- 規則 39 登録使用者
- 規則 40
- 規則 41
- 規則 42
- 規則 43 差押及び抵当権設定
- 規則 44 出願に係る登録簿の補正
- 規則 45 標章の変更
- 規則 46
- 規則 47 調査
- 規則 48 通告
- 規則 49 書類の閲覧
- 規則 50 就業時間
- 規則 51 裁量権
- 規則 52 期間延長及び容赦
- 規則 53 書類の開示、閲覧及び提出
- 規則 54 登録官の理由書及び上訴
- 規則 55 裁判所への申請及び裁判所の命令
- 規則 56 証明標章
- 規則 57 団体標章
- 規則 58 証明書
- 規則 59 共和国外で作成された宣誓供述書の共和国内での使用のための認証
- 規則 60

附則 1 手数料

附則 2 商標の様式(省略)

附則 3 商品及びサービスの類一覧

規則 1 定義

本規則において、1993 年商標法(1993 年法 194)中で意味を付された語句は、文脈上他を意味しない限り、そのように付された意味を有し、かつ

「アクセスコード」とは、CIPRO システムにより人を識別するための、英数字であるか、生体認証であるか、その他のものであるかを問わない、独特の識別のための具体的事項をいい、

「法」とは、1993 年商標法(1993 年法 194)をいい、

「CIPRO」とは、法、1978 年特許法(1978 年法 57)、1993 年意匠法(1993 年法 195)、1977 年映画用フィルム著作権登録法(1977 年法 62)、1984 年非公開会社法(1984 年法 69)及び 1973 年会社法(1973 年法 61)に基づいて設立された又は設立されたとみなされる諸登録庁のための総合行政庁を構成する会社及び知的所有権登録庁をいい、

「CIPRO 顧客」とは、電子的サービスを利用する者をいい、これには、登録官により電子的サービスを利用することを認められており、自然人又は法人の代理として行動する法的権利を有しており、かつ、それにより電子的サービスを利用すること若しくは提供すること又は電子的サービスに関して媒介者として行動することを認められている者が含まれ、

「CIPRO ポータル」とは、CIPRO システムの一部を構成するインターネットウェブサイト又はその他の電子ポータルをいい、

「CIPRO 記録保存システム」とは、紙面によるか、マイクロフィルムによるか、電子的その他の形態によるかを問わず、後のアクセスのための記録を保管するために CIPRO により用いられるシステムをいい、

「CIPRO システム」とは、それを通じて CIPRO が電子的サービス(このサービスの基礎となる又は一部を構成する媒介物又は技術の形態を問わない)を提供する CIPRO ポータルを含むコンピュータ・システムをいい、

「電子的サービス」とは、規則 1A に基づき、CIPRO システムを通じて CIPRO により提供される又は利用可能にされるサービスをいい、

「閲覧する」には CIPRO システムを通じて記録にアクセスすることが含まれ、

「提出する (lodge)」には CIPRO システムにおける記録の作成が含まれ、

「特許公報」とは、特許、意匠、商標及び映画用フィルム著作権に係る南アフリカ共和国の公報をいい、

「庁」とは、法第 5 条にいう商標庁をいい、

「操作上の要件」とは、規則 1A(2)に規定する要件をいい、

「記録」には書類が含まれ、また、書類には記録が含まれ、

「送付する」には与えることが含まれ、

「指定」とは、それに関して商標が登録される又は登録が予定されている商品又はサービスの指定をいう。

規則 1A 電子的サービス

(1) 登録官は、官報における通知により、法又は本規則に基づく要件(情報、記録及び納付に関する要件を含む)は、操作上の要件の規定に従うことを条件として、電子的形態で満たすことができる旨又は満たされなければならない旨を定めることができる。

(2) 登録官は、CIPRO ポータルに関する操作上の要件を、次のものを含め、すべての又は一部の電子的サービスに関する要件、方法及び手続を記載して公告しなければならない。

- (a) 登録手続
 - (b) 識別, 認証及び検証
 - (c) 記録の様式及び形式
 - (d) 納付の方法及び様式
 - (e) 情報セキュリティ要件, 及び
 - (f) 記録保存要件
- (3) 操作上の要件は, CIPRO ポータルの異なる部分において異なる様式で公告することができる。
- (4) 電子署名の別の様式が操作上の要件において定められていない限り, CIPRO からアクセスされる又は CIPRO に提出される記録に関する法又は本規則に基づく署名要件は, CIPRO 顧客がそのアクセスコードを CIPRO システムに入力すれば満たされ, かつ, 提出された記録は, CIPRO 顧客がアクセスコードを入力した後は, 当該記録について法又は本規則に基づきその署名が必要とされる者により適正に署名されたものとみなされる。
- (5) 法又は本規則に基づく様式が署名について規定し, かつ, 当該様式が(4)において規定されるように署名されたとみなされる場合は, 当該様式が署名された旨を当該様式に記録することを必要としない。
- (6) あるアクセスコードの所有者から当該アクセスコードを無効にする旨の事前の書面による通知を CIPRO が受領しない限り, CIPRO は, 電子的サービスを利用する者を当該アクセスコードを発行された者又はこの者の許可の範囲内で行動するこの者の正当に授権された代理人として受け入れることができる。
- (7) CIPRO はいつでも, 如何なる義務も負うことなく, 電子的サービスを一時停止し又は終了することができる。ただし, 当該一時停止又は終了についての適正な通知が行われること及び当該一時停止又は終了が当該電子的サービスを利用していた者の既存の権利に影響を及ぼさないことを条件とする。

規則 2 手数料

[第 65 条及び第 69 条(1)]

- (1) 法に基づいて納付する手数料は, 附則 1 に定める手数料である。
- (2) これら手数料はすべて, 登録官が課する条件に従うことを条件として, 登録官が指示する方法により納付するものとする。

規則 3 様式

[第 69 条(2)]

- (1) 本規則にいう様式とは, 附則 2 に記載する様式であり, 当該様式は, 紙面による様式であるか, 電子的サービスについて登録官により許可された電子的様式であるかを問わず, これらが用いられるべきすべての場合に使用するものとするが, 個々の場合の状況により必要な範囲で, 変更又は修正することができる。
- (2) 本規則において特定の様式が定められていない登録官に対する請求, 通知又は申請は, 当該請求, 通知又は申請の根拠となっている法の条若しくは規則又はその双方を引用して, 様式 TM2 により行うものとする。

規則 4 商品及びサービスの分類

[第 11 条及び第 69 条(2)]

(1) 法に基づいて行われる商標，証明標章及び団体標章の出願の目的で，商品及びサービスは，附則 3 に従って分類する。

(2) 附則 3 に従って商品及びサービスを分類する目的で並びに同附則を解釈する目的で，1992 年に世界知的所有権機関により公告された 1957 年 6 月 15 日のニース協定(改正済み)に基づく商標の登録のための商品及びサービスの国際分類の第 6 版(その中で公告された注釈並びに商品及びサービスの一覧を含む)を参照するものとする。

(3) 前記 1992 年の商品及びサービスの国際分類の第 6 版が将来において世界知的所有権機関により修正される場合は，登録官は，当該修正を特許公報において公告するものとし，かつ，当該修正により附則 3 の修正が必要になる範囲で附則 3 を修正し，当該修正を公告するものとする。

(4) 商品又はサービスの特定の種類が属する類について疑義が生じた場合は，登録官が当該事項について決定を下す。

規則 5 書類

[第 69 条(2)]

登録官が与える指示に従うことを条件として，法又は本規則により登録官に提出することを義務付けられているすべての書類は，共和国の公用語の 1 により，A4 判の丈夫な用紙の片面のみを用いて黒色のインクをもって読み易いローマ字でタイプされ，石版刷りにされ又は印刷されたものでなければならず，かつ，左に 35mm 以上の余白を設けなければならない。ただし，書類が操作上の要件に従って提出され，かつ，(該当する場合は)所定の手数料の納付の証拠が提示された場合は，本条規則の要件は満たされている。

規則 6 書類の送達

[第 66 条]

(1) 登録官に提出するべき書類は，郵便により又は電子的サービスのために登録官が許可した電子的様式及び電子的手段により送付することができる。そのように送付された書類は，これを登録官が受領するまでは，適正に送付されたものとはみなさない。

(2) 登録官以外の者に送達する書類は，書留郵便により送付することができる。そのように送付された書類は，通常郵便で送付されたものとみなされ，当該送達又は送付を証明するときは，当該書類が適正に宛先を付され，投函され，かつ，書留にされたことを証明すれば足りる。

(3) 規則 19 及び規則 52(2)に基づいて登録官に提出するべき又はその他の者に送達するべき宣誓供述書は，ファックス送信により又は電子的サービスのために登録官が許可した電子的様式及び電子的手段により送付することができる。このように送付される写し又は場合に応じて原本の電子書類は，登録官及び当該他の者により受領及び受理されるものとし，かつ，本規則を遵守しているものとみなされる。ただし，当該宣誓供述書の原本が，当該事件が聴聞されるべき日の前日の開廷日の正午まで又は書類の署名日から 15 開廷日以内の何れか早い方までに登録官に提出されることを条件とする。

(4) 法に基づいて登録官に提出されるべき又はその他の者に送達されるべきその他の書類又

は写しは、ファックス送信により又は電子的送信手段により提出又は送達することができる。ただし、そのように送信される書類又は写しが規則 1A(4)の要件を遵守しており、従って原本であるとみなされる場合を除き、書類又は場合に応じて写しの原本がそれらの署名日から 15 開廷日以内に提出又は送達されることを条件とする。

(5) 商標の所有者に送達されるべき登録簿の記入に係るすべての書類は、同人の送達宛先に送達されなければならない。

(6) 登録使用者又は譲受人に送付又は送達されるべきすべての書類は、商標の登録使用者又は譲受人に対し、登録簿に記録されたそれらの送達宛先に送付又は送達されなければならない。

(7) 登録官は、送達の事実について満足しないときは、登録官にとって適切と考えられる更なる措置が取られるよう命じることができる。

規則 7 送達宛先

[第 66 条]

(1) 送達宛先は、すべての場合に共和国内でなければならず、かつ、街路による宛先を含めるものとする。

(2) 送達宛先が街路のない地域にあるときは、記載する宛先には、当該宛先の正確な所在地を見付けるために必要であると登録官がみなす更なる表示を含めなければならない。

(3) 送達宛先には、更に、私書箱番号、ファックス送信番号及び電子メールアドレスを含めることができる。

規則 8 宛先及び送達宛先の変更

[第 23 条及び第 66 条(3)]

(1) 自己の宛先又は送達宛先を変更する者は、この変更を関係書類及び登録簿に記録するよう様式 TM2 により登録官に申請することができ、登録官は、そのように措置するものとする。

(2) 法に基づく手続の当事者であってその宛先又は送達宛先を変更するものは、直ちに次のことを行わなければならない。

(a) この変更を異議申立通知若しくはその他の書類又は登録簿について記録するよう様式 TM2 により登録官に申請すること。登録官は、そのように措置するものとする。

(b) この変更を当該手続の当事者である他のすべての者に通知すること

規則 9 代理人

[第 8 条]

(1) 商標又は商標出願に関する登録官へのすべての通信は、共和国において業務を行う代理人であって登録官に満足の行くように許可を受けているものが署名することができ、また、登録官の下へのすべての出頭は、当該代理人を通じて行うことができる。登録官は、特定の事件において、適切であると考えられる場合は、出願人、異議申立人又はその他の者の自署を要求することができる。

(2) 当該代理人への送達は、同人を選任した者への送達であるとみなされ、かつ、当該人に対して行うように指示されたすべての通信は、当該代理人に宛てることができる。

(3) 登録簿の記入に係る送達宛先として代理人の宛先が用いられ、かつ、当該代理人がその

宛先を変更する場合は、当該代理人は、直ちに、特許公報における公告のための宛先変更公告の様式を様式 TM2 により登録官に請求しなければならない。

規則 10 登録することができない標章

[第 10 条(8)－(10)]

(1) 登録官は、他の法律の規定に従うことを条件として、次の何れかのものが記載されている出願の受理を拒絶することができる。

(a) 「特許」、「特許された」、「特許証により」、「登録済み」、「登録商標」、「登録意匠」、「著作権」、「認証済み」、「保証された」という語句又は同様の効果がある語句、及び

(b) 登録への言及を意味すると解釈される可能性がある「(r)」、「(c)」の文字又は類似の組合せ

(2) 紋章、記章、勲章又は旗の表示が標識に示されている場合は、登録官は、当該案件の状況から必要とされる正当化根拠(登録官が必要と認める同意を含む)を求めることができる。

規則 11 登録出願

[第 16 条]

(1) 商標登録出願は、様式 TM1 により行う。

(2) 出願は、出願人又は正当に授権されたその代理人が日付を付し、署名する。

(3) 出願は 3 通で行うものとし、また、商品又はサービスの各類及び別個の各標章について、別個の異なる出願を必要とする。

(4) 出願が企業又はパートナーシップにより行われる場合は、これらの 1 以上の構成員又はパートナーが当該企業若しくはパートナーシップの名義で又はこれらの代理として署名することができる。

(5) 出願が法人により行われる場合は、授権された何人かが署名することができる。

規則 12 条約出願

[第 63 条]

出願人が法第 2 条に定義する条約国において商標を登録するために行われた又は行われたとみなされる出願を根拠として法第 63 条に基づく条約優先権を主張する場合は、出願人は、共和国における出願の日から 3 月以内に、登録官に満足の行くように当該国の商標庁により適正に証明された条約国における出願の写しを登録官に提出する。この出願が共和国の公用語の 1 以外の言語による場合は、登録官に満足の行くように証明された共和国の公用語の 1 への翻訳文を添付するものとする。

規則 13 標章の表示

(1) 商標登録に係る何れの出願においても、様式 TM1 のそのために設けたスペースに複製に適した表示を添付しなければならない。

(2) 表示は、幅 8.5cm、長さ 10cm を超えてはならない。

(3) 出願された商標が語、文字、数字又はそれらの組合せでない(が、特別の又は特定の方法で表示された標章である)場合は、商標登録に係るすべての出願と共に、様式 TM1 に添付した当該標章の表示及び次のものを提出する。

- (a) 様式 TM1 に添付した標章と正確に一致する標章の、台紙に貼られていない追加の表示 2 部、及び
- (b) 登録官が必要とみなす当該標章の追加の表示
- (4) 標章のすべての表示は、耐久性がなければならず、かつ、用紙の片面のみに付さなければならない。文字、図及び線は、鮮明かつ明瞭でなければならない。標章の表示が満足でないと登録官が考える場合は、登録官は、いつでも、出願手続を進める前に、登録官にとって満足の行く他の表示を代わりに提出するよう求めることができる。
- (5) 前記の態様で表示を提出することができない場合は、当該商標の見本又は写しを現尺又は縮尺で、かつ、登録官が最も都合がよいと考える形で提出させることができる。
- (6) 登録官は、表示により適切に示すことができない商標の見本又は写しを庁に寄託するよう求めることもでき、かつ、登録官が適切と考える方法で登録簿においてこれに言及することができる。

規則 14 言語の翻訳

- (1) 商標又は願書にローマ字以外による語又は数字が含まれている場合は、このような語又は数字それぞれの翻字及び／又は翻訳を登録官に満足の行くように様式 TM1 に記入するものとする。
- (2) 商標に共和国の公用語以外の言語による語が含まれる場合は、登録官はその翻訳を求めることができ、かつ、その要求があったときは、当該翻訳は様式 TM1 に記入されるものとする。

規則 15 出願受領の際の手続

- (1) 登録官は、商標登録出願の受領の時又は後に、出願人に受領証を交付する。この受領証には、出願の公式の番号及び日付を記載する。
- (2) 登録官は、商標登録出願の受領後、第 10 条に基づく出願の対象である商標と抵触する可能性がある商品又はサービスに係る標章が記録されているか否かを確認する目的で、登録された標章及び係属中の出願について調査を行わせる。
- (3) 登録官は、出願の当該調査及び検討の後、当該標章が登録されることに何らの拒絶理由もないと考えるときは、これを無条件に、又は登録官が出願人若しくはその代理人に伝える条件、変更若しくは修正に従うことを条件として、受理するものとする。
- (4) 出願の当該調査及び検討の後、拒絶理由が存在する場合は、当該拒絶理由の陳述を書面で出願人に送付するものとし、かつ、陳述の日から 3 月以内に、出願人が主張を書面で提出するか又は聴聞若しくは期間延長を申請するかしない限り、当該出願は放棄されたものとみなされる。
- (5) 何らかの条件、変更又は修正に従うことを条件として登録官が出願を受理し、かつ、出願人が当該条件、変更又は修正に異論がある場合は、出願人は、条件付き受理の通知の日から 3 月以内に、書面で主張を提出し、又は聴聞若しくは期間延長を申請しなければならない。出願人がそうしない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。出願人において当該条件、変更又は修正に異論がない場合は、出願人は、3 月以内に、その旨を書面で登録官に通知し、又は期間延長を申請するものとし、かつ、出願人がそうしない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。

規則 16 設立される法人により使用される商標の登録出願

[第 19 条]

法第 19 条に基づく出願は、法人が設立されようとしているところである旨及び出願人は当該商品又はサービスに係る当該商標の当該法人による使用を目的として当該商標を当該法人に譲渡しようとしている旨の宣誓供述書により裏付けられなければならない。

規則 17 誠実な同時使用者及び特別の状況に係る出願

[第 14 条]

法第 14 条(1)の規定に基づく出願は、事件陳述書及びこれを裏付ける宣誓供述書を添付した様式 TM1 により行う。

規則 18 出願の公告

[第 17 条]

(1) すべての商標登録出願は、登録官が要求する様式及び用語で、出願人により特許公報に 1 度公告されるものとする。

(2) その他の申請又は通知に関しては、(1)の規定が準用される。

規則 19 登録官の下での手続

[第 21 条, 第 24 条, 第 26 条, 第 27 条及び第 45 条]

(1) 法第 21 条, 第 24 条, 第 26 条及び第 27 条に基づいて登録官の下に提起されるすべての手続は、申請人が依拠する事実についての宣誓供述書により裏付けられた異議申立通知又は場合に依じて更正通知により提起するものとする。

(2) (a) 第 21 条に基づく異議申立通知は、附則 2 の様式 TM3 により又はこれにできる限り従って提起するものとする。

(b) 第 24 条, 第 26 条及び第 27 条に基づく更正通知は、附則 2 の様式 TM2 により又はこれにできる限り従って提起するものとする。

(c) 当該通知及びそのすべての付属の写しをすべての利害関係人に送達するものとする。

(d) 通知において、申請人は、当該人が当該手続において通知及びすべての書類の送達を受ける規則 7(1)に基づく送達宛先を指定すると共に、応答人に対するその送達後 1 月以上の何れかの日であってその日以前に応答人が申請人及び登録官に対し、書面で、当該申請を防御する意図を有するか否か通報することを義務付けられるものを記載するものとし、かつ、通知においては、更に、当該通報がなされない場合は、前記の 1 月の期間の満了後 10 日以上の記載された日に、申請に係る聴聞が設定される旨を記載するものとする。

(e) 応答人が当該通知においてそのために言及された日までに防御の意図を申請人及び登録官に通報しない場合は、申請人は、当該事件が聴聞されるべき日の前日の開廷日の正午までに設定の通知を登録官に行うことにより、事件を聴聞の予定表に設定することができる。

(f) 求められている命令の付与に異議を申し立てる者は、

(i) 当該通知に記載された期間内に、当該申請に異議を申し立てる旨の様式 TM4 による通知書を申請人に送付し、

(ii) 規則 7(1)に基づく送達宛先であって通知及びすべての書類の送達を受けるものを指定し、

(iii) 申請に異議を申し立てる意図を申請人に通知してから2月以内に答弁宣誓供述書を提出し(該当する場合)、かつ

(iv) 法律問題のみを提起することを意図している場合は、前段落にいう期間内にそのような意図についての通知を、当該問題を記載して提出しなければならない。

(g) 申請人は、答弁宣誓供述書及び(2)(f)(ii)にいう書類の送達を受けてから1月以内に、反対訴答宣誓供述書を提出することができる。登録官は、裁量により、更なる宣誓供述書の提出を認めることができる。

(h) (2)(f)(iii)に基づく答弁宣誓供述書又は通知が(2)(f)(iii)にいう期間内に提出されない場合は、申請人は、その満了から10開廷日以内に、申請についての聴聞のための日を設定するよう登録官に申請することができる。答弁宣誓供述書が提出された場合は、申請人は、その反対訴答宣誓供述書の提出から10開廷日以内に当該設定を申請ことができ、又は反対訴答宣誓供述書が(g)にいう期間の満了から10開廷日以内に提出されなかった場合において当該通知が提出されたときは、申請人は、当該通知の提出から10開廷日以内に、当該設定を申請することができる。申請人が前記の適正な期間内に、日を設定するよう登録官に申請しなかった場合は、応答人は、その満了後直ちにそうすることができる。申請人又は場合に依じて応答人は、登録官により設定された日の設定通知書を直ちに他方当事者に送付しなければならない。

(i) 登録官は、申請について宣誓供述書に基づく適正な決定を下すことができない場合は、当該事件を最高裁判所に付託すること又は公正かつ迅速な決定を確保するために適切と認められる命令を発出することができる。

(j) 登録官は、通知により、宣誓供述書から中傷的な、嫌がらせの又は関連性がない事項を削除するよう命じることができる。これには、弁護士と依頼人との間の費用を含む費用に関する適切な命令を付する。登録官は、当該削除が命令されなければ申請人がその事件において害されると判断しない限り、当該命令を下してはならない。

(3)(a) 前記に拘らず、係属中の手続又は係属中の申請(期間延長及び容赦を求める申請を含む)に付随する中間的又はその他の申請は、通知(必要な場合は宣誓供述書に裏付けられたもの)により提起ことができ、かつ、登録官が指定する時期に設定される。

(b) 当該申請の申請人が公式記録からは明らかでない特定の事実を依拠することを希望する場合は、聴聞の少なくとも10開廷日前に宣誓供述書を庁に提出しなければならない。申請人は宣誓供述書を提出しなかった場合は、申請人は適正に登録官の下にある事実を依拠することを意図していると推定されるものとする。申請人は、当該宣誓供述書の申請人による提出のために認められた期間内のいつでも、他方当事者及び登録官に対し、当該人は適正に登録官の下にある事実を依拠することを意図している旨の通知書を送付することができる。

(c) 申請人が宣誓供述書を提出した後、他方当事者は、聴聞の少なくとも7開廷日前に、答弁宣誓供述書を提出することができる。申請人が申請を裏付ける宣誓供述書を提出しなかった場合は、他方当事者は、聴聞の少なくとも7開廷日前に、関連性があると考えた事実を記載した宣誓供述書を提出することができる。

(d) 申請人は、聴聞の少なくとも4開廷日前に、答弁宣誓供述書に記載する事実の何れかに反対訴答する宣誓供述書を提出することができる。

(e) 前記に従って登録官に提出された宣誓供述書の写しを、手続の他方当事者に対し、指定されたその送達宛先に送付するものとする。

(f) 設定の通知は、その通知を送付されるべきすべての当事者に聴聞の少なくとも 10 開廷日前に送達されなければならない、かつ、両当事者は、聴聞日の前に、様式 TM2 により所定の聴聞手数料を納付するものとする。

(g) これらの規定が遵守されなかった場合は、当該事項は記録簿から削除され、適正な費用が登録官により裁定される。

(4) (a) 本条規則に基づく登録官の下での異議申立手続であって登録官の下での聴聞が行われるものにおいては、当該事項の両当事者は、聴聞のために設定される日の 2 開廷日前までに、主張の要点を登録官に提出するものとする。

(b) 主張の要点は、主張することを意図している主要な論点の簡明かつ簡潔な陳述(詳細は不要)から構成されるものとする。各論点を裏付ける依拠された根拠の一覧も提示しなければならない。

規則 20 未完了

[第 20 条]

登録官は、商標登録の未完了について、様式 0.1 により書面で出願人に通知する。

規則 21 登録簿への記入

[第 22 条(1)]

(1) 登録官は、規則 52(1) 及び規則 52(5) の規定並びに法第 29 条(1)(b) の規定及びそのただし書きに従うことを条件として、特許公報における出願の公告の日から 3 月が経過した後でできる限り速やかに、登録簿に当該商標を記入し、かつ、登録証の発行日を記録する。

(2) 登録簿に次のものの細目を記入する。

(a) すべての商標登録出願並びにすべての商標登録(所有者及びすべての登録使用者の名称及び送達宛先を付したもの)並びに登録の日、登録更新の日及び登録の満了日

(b) 権利の部分放棄及び登録の条件

(c) 担保証書の裏書及びその他の裏書

(d) 譲渡、移転及び差押の通知

(e) 登録商標に関して定められているその他の事項、及び

(f) 登録官が必要と認めるその他の細目

規則 22 連合標章

[第 31 条]

(1) 標章が他の標章と連合しているものとして登録された場合は、登録官は、当該標章に関して、これが連合している標章の番号を登録簿に注記するものとし、また、各連合標章に関して、そのそれぞれとの連合標章である新しく登録された標章の番号も登録簿に注記するものとする。

(2) 2 以上の連合商標の間の連合関係の解消を求める法第 30 条(5) に基づく登録所有者による登録官に対する申請は、様式 TM2 により行い、申請の理由に係る陳述を含めるものとする。当該解消の記録に係る登録手数料は、提出の際に納付する。

規則 23 登録証

[第 29 条]

登録官は、商標の登録の際に、法第 29 条(2)が要求するところにより、様式 0.2 により証明書を出願人に発行する。

規則 24 更新

[第 11 条及び第 37 条]

(1) 法第 37 条(3)に基づく通知は、最終登録の満了の少なくとも 6 月前に登録官により送付される。当該通知は、様式 0.3 により行う。

(2) 同じ登録日を有し、同じ所有者により所有される商標であつて、以前異なる類に登録されたものが何らかの理由で同じ類に該当する場合は、これらの標章は、更新の際に、1 の区別番号を有する 1 の登録に統合されるものとし、本規則の適用上、単一の商標とみなされる。

(3) 更新の際に、登録官は、何らかの理由による分類の修正又は置換から生じる変更を記録するために、登録簿に何らかの記入又は修正を行うものとする。

規則 25 所有者による更新の申請

[第 11 条及び第 37 条]

(1) 法第 11 条に基づく商標の登録の更新(類の変更を含む)を求める登録官に対する申請は、最終登録の満了の 6 月前に開始し満了の 6 月後に終わる期間内に、様式 TM5 により行う。

(2) 最終登録の満了前に更新手数料を納付しなかった場合は、追加手数料が課される。また、規則 25(1)の期限内に納付しなかった場合は、更なる追加手数料が課される。

規則 26

規則 25(1)にいう期間の満了前に更新手数料が納付されなかった場合は、登録官は、直ちにこの事実を特許公報に公告する。満了から 1 月以内に、追加手数料と共に更新手数料が様式 TM5 により納付された場合は、登録官は、登録簿から当該標章を抹消することなく、登録を更新することができる。

規則 27

前記 1 月の期間の満了後、当該手数料が納付されない場合は、登録官は、最終登録の満了日に当該標章を登録簿から抹消することができるが、追加手数料と共に更新手数料が様式 TM5 により納付されたときは、そのようにすることが公正であると判断される場合は、課することが適切であると考えられる条件に基づいて、当該標章を登録簿に回復することができる。

規則 28

商標の更新に係る申請が登録所有者により行われていない場合は、登録官は、新たな措置を取る前に、申請人に対し、当該申請を行う権限の証拠を 2 月以内に提示するよう求めることができ、当該証拠がない場合は、申請書を返却し、これが受領されなかったものとして扱うことができる。

規則 29

登録簿から商標が抹消された場合は、登録官は、当該抹消及びその理由の記録を登録簿に記入させるものとし、かつ、その事実を特許公報に公告する。

規則 30

(1) 登録更新の際に、様式 TM5 によるその旨の通知を、登録所有者に対し、その登録宛先又は場合に応じて様式 TM5 により提示した宛先に送付する。

(2) その後、更新は、登録官により直ちに特許公報に公告される。

規則 31 譲渡又は移転

[第 39 条及び第 40 条]

譲渡又は移転により登録商標の権原を取得した者は、その権原を登録するよう様式 TM6 により登録官に申請することができ、また、譲渡又は移転を登録するための申請がこれらの発効日から 12 月以内に行われない場合は、発効日から 12 月の満了後の各 12 月又は月の一部の期間について、附則 1 に定める罰金が科される。

規則 32

規則 31 に基づく申請には、申請人の名称及び宛先並びに当該権原を主張する者の名称及び宛先、並びに法人の場合は、法人設立の基礎となった法律の属する州又は国を、主張の基礎となっている証書の細目又は場合によりその写しと共に、含めるものとする。

規則 33

様式 TM6 による申請の場合において、自己の権原の登録を申請する者がそれ自体で権原の証拠となることが可能な書類又は証書に基づいて主張を行わないときは、当該人は、登録官が別段の指示を行わない限り、申請と共に、自己が当該商標の所有者であることを主張する基礎となっている事実を記述した事件陳述書を提出しなければならない。

規則 34

登録官は、登録商標の所有者としての登録を申請する者に対し、必要とする権原の証拠を提示するよう求めることができる。

規則 35

登録官は、登録されることを主張する者の権原について納得した場合は、該当する商品又はサービスについて当該人を当該商標の所有者として登録させるものとし、かつ、当該人の名称、宛先及び譲渡又は移転の細目並びに譲渡の発効日を登録簿に記入する。

規則 36

規則 31 に基づく申請に従い、かつ、商品若しくはサービスの分割及び分離又は場所若しくは市場の分割及び分離の結果として、異なる者が商標の事後の所有者として同じ公式の番号の下で別個に登録される場合は、これら異なる者の名義の別個の登録それぞれは、法の適用上別個の登録とみなされ、かつ、各登録は、登録官から区別番号を付与される。

規則 37

法第 39 条(6)に基づく登録官の証明書を取得することを希望する者は、様式 TM2 による申請と共に、状況を記述した事件陳述書 2 通及び譲渡又は移転を生じさせる証書又は予定される証書の写しを登録官に送付しなければならない。登録官は、必要と考える証拠を求めることができ、また、事件陳述書は、要求された場合は、宣誓供述書により確認されなければならない。登録官は、申請人及びその他の利害関係人を聴聞することができる。登録官は、当該事項を検討し、それについての証明書又は場合に依じて不承認の通知書を発行する。登録官は、当該証明書又は通知書に事件陳述書の写しを合本し、これに捺印する。

規則 38 出願人の代置

[第 39 条又は第 46 条(2)]

(1) 本規則の如何なる規定にも拘らず、かつ、法第 39 条(5)に従うことを条件として、何人も、係属中の登録出願の対象である商標に関して、出願人の代置を様式 TM6 により申請することができ、かつ、登録官は、当該申請を認めるための十分な理由があると判断するときは、登録官が必要とみなす条件に従うことを条件として、当該代置を承認することができる。

(2) 係属中の出願の場合に、他の出願人の代わりに法第 46 条(2)に基づく法人を代置するための申請も、同じく様式 TM6 により行い、本条規則(1)に基づいて処理されるものとする。

規則 39 登録使用者

[第 38 条]

法第 38 条(6)に基づくある者の登録商標の登録使用者としての登録を求める登録官への申請は、様式 TM7 により登録所有者が行い、かつ、次の何れかを添えるものとする。

(a) 所有者により又はこれに代わって作成された、様式 TM7 に記載された細目を確認する宣誓供述書、又は

(b) 当該商標の使用及び当事者間の関係を規律するライセンス契約の認証謄本

規則 40

登録使用者の登録簿への記入日は、登録使用者としての登録を求める申請が行われた日とする。申請書には、登録使用者の宛先のほかに、登録使用者の送達宛先も記載する。これは、登録所有者の送達宛先と同じ場合もあれば、異なる場合もある。登録使用者の登録の書面による通知を商標の登録所有者に送付すると共に、特許公報に記載する。

規則 41

第 38 条(8)(a)に基づく申請は、様式 TM7 により行い、かつ、申請を行う理由の陳述書を添えるものとする。申請が登録所有者により行われる場合は、様式 TM7 及び裏付の陳述書の写しを当該商標について記録されている登録使用者に送付するものとし、また、申請が登録使用者により行われる場合は、同様に、写しを登録所有者及び他の登録使用者に送付するものとする。

規則 42

譲渡に際して登録使用者の記入を維持するよう求める第 38 条(8)(b)に基づく登録所有者に

よる申請は、様式 TM7 により行い、かつ、次の何れかを添えるものとする。

- (a) 様式 TM7 に記載された事実を確認する宣誓供述書、又は
- (b) 当事者間の関係を規律する当事者間のライセンス契約の認証謄本

規則 43 差押及び抵当権設定

[第 41 条]

(1) 登録商標に係る差押命令は、様式 TM6 により行い、登録簿における裏書のために登録官に送達され、かつ、命令の写しは、登録所有者に対しその送達宛先に送達される。登録所有者に対する送達の証拠は登録官に満足に行くように提示されなければならない。

(2) 差押の裏書は、差押を登録簿から抹消することができることについて登録官に満足に行くような証拠を添えた様式 TM6 による登録官に対する請求に基づいて、登録簿から抹消することができる。登録簿に記載されたすべての利害関係人に対して、命令及び様式 TM6 の写しを送達するものとする。

(3) 担保証書による登録商標への抵当権設定は、担保証書を添えた様式 TM6 による申請に基づいて、登録簿において裏書される。申請は、登録所有者及び当該商標に利害を有するとして登録簿に記録されているその他の者に送達するものとし、かつ、送達の証拠は登録官に満足に行くように提示されなければならない。

(4) 抵当権設定の裏書は、登録官が要求する抵当権設定の終了の証拠を添えた様式 TM6 による登録官に対する請求に基づいて、登録簿から抹消することができる。登録簿に記載されたすべての利害関係人に対して、様式 TM6 及び前記の証拠の写しを送達するものとする。

規則 44 出願に係る登録簿の補正

[第 16 条(5)、第 23 条又は第 46 条(1)]

(1) 出願人、登録所有者若しくは登録使用者又は登録所有者若しくは登録使用者が清算会社である場合は清算人及びその他の場合において登録所有者若しくは登録使用者の名義で行動する権利があると登録官が判断する者は、場合に依り法第 16 条(5)、第 46 条(1)又は第 23 条に基づく申請を登録官に対して行うことができる。申請は、様式 TM2 により行うことができる。

(2) 当該申請が行われる場合は、登録官は、宣誓供述書若しくは宣誓付き宣言又は当該申請が行われる状況により適切と登録官が考える他の方法に基づく証拠を要求することができる。

(3) 法第 23 条に基づく登録簿の記入の訂正を求める登録官に対する申請は、登録官から求められた場合は、申請人の利害の内容、申請人が当該事件において依拠している事実及び申請人が求める救済を詳細に記載した事件陳述書を添付しなければならない。

(4) 商標に関して権利の部分放棄又は付記を記入することを求める申請が行われた場合は、登録官は、当該申請に決定を下す前に、当該申請に異論を唱えることを希望する者がそうすることができるようにするために、当該申請を特許公報に 1 度公告するよう指示することができる。第 21 条及び同条に関連する規則の規定が準用される。

規則 45 標章の変更

[第 25 条]

法第 25 条に基づいて商標を変更し又は商標に付加することを申請する希望を有する場合は、

当該人は、様式 TM2 により書面で申請を行うものとし、変更されたときに表現される当該標章の写し 2 通を登録官に提出しなければならない。

規則 46

登録官は、当該申請について手続を進める前に、当該申請に異論を唱えることを希望する者がそうすることができるようにするために、当該申請を特許公報に 1 度公告するよう指示する。第 21 条及び同条に関連する規則の規定が準用される。

規則 47 調査

登録官は、様式 TM2 により書面で請求された場合は、当該調査を請求する者が登録官に送付した標章に第 10 条に基づき抵触する可能性がある標章が調査の日において登録されているか否かを確認するために、何れの類についても調査を行わせるものとし、かつ、当該調査の結果を当該人に通知させることができる。

規則 48 通告

(1) (a) 何人も、様式 TM2 を提出することにより、商標出願の受理、商標登録又は商標登録簿への記入を求める申請の公告に関する手続であって様式 TM2 の提出日から商標の登録証の発行日までに行われるものについて、登録官から通知が与えられるよう登録官に申請することができる。

(b) 何人も、様式 TM2 を提出することにより、登録商標又は登録商標について商標登録簿への記入を求める申請に関する手続であって様式 TM2 の提出日から 12 月以内に行われるものについて、登録官から通知が与えられるよう登録官に申請することができる。

(2) 登録官は、当該手続が取られた後は、できる限り速やかに、かつ、記入を求める申請の場合は記入がされる前に、当該手続について当該人に通知する。

規則 49 書類の閲覧

廃止法第 48 条(7)の規定に従うことを条件として、法に基づいて登録官に提出されたすべての書類は、登録官との間のすべての通信及び通知を含め、所定の手数料の納付を条件として、就業時間内に、利害関係人による閲覧に供される。利害関係人は何人も、所定の手数料の納付を条件として、当該書類の写しを提供するよう登録官に請求することができる。

規則 50 就業時間

[第 22 条(4)]

(1) 庁は、次の日を除いて、月曜日から金曜日までの 8 時から 15 時まで窓口業務を行う。

(a) 公休日法第 1 条に基づいて公休日であるすべての日又は同法第 2 条に基づいて公休日と宣言されているすべての日、及び

(b) 登録官が庁の目立つ場所に通知を掲示することにより適宜通知する日

(2) 何らかの事柄を行うために法又は本規則により定められた最後の日が非就業日に当たるときは、このような非就業日(これが連続して複数の日に生じる場合は当該複数の日)の翌日にこの事柄を行うことが法的に認められる。

規則 51 裁量権

[第 47 条]

本規則に基づいて、何人かがその者自身のために又はある法人の代理として、ある行為若しくは事柄を行うこと、書類に署名すること又は宣誓供述書を作成することを求められ、又は、ある書類又は証拠を登録官に又は庁において提示又は提出することを求められており、かつ、何らかの適切な理由により、この者が当該行為若しくは事柄を行うこと、当該書類に署名すること又は当該宣誓供述書を作成することができないこと、又は、当該書類又は証拠を前記のように提示又は提出することができないことが登録官に満足に行くように証明された場合は、登録官が適切と考える他の証拠の提示に基づき、かつ、登録官が適切と考える条件に従うことを条件として、登録官が当該行為若しくは事柄、書類、宣誓供述書又は証拠を免除することが法的に認められる。

規則 52 期間延長及び容赦

[第 45 条(3)]

(1) 商標出願の異議申立における利害関係人は、第 21 条に基づく当該出願に対する異議申立期間の満了前に、書面での通知により、前記期間の満了日から 3 月の期間は登録証を発行しないよう登録官に請求することができ、かつ、登録官は、そうしてはならない。

(2) 当事者間に合意がない場合は、登録官は、第 45 条(3)に基づく通知による申請に基づき、かつ、正当な理由が示されたときは、本規則若しくは登録官の命令により定められた又は期間を延長若しくは短縮する命令により決定された期間であって、何れかの手続に関連してある行為を行い又はある措置を取るためのものを、登録官が適切とみなす条件に基づいて、延長又は短縮する命令を発出することができる。

(3) 定められた又は決定された期間の満了までに申請が行われなかった場合であっても当該延長を命令することがあり、登録官は、当該延長を命令する際は、何れかの命令の条件又は本規則に基づいて生じる結果を撤回し、変更し又は取り消す命令を発出することができる。

(4) 登録官は、正当な理由が示された場合は、本規則の不遵守を容赦することができる。

(5) 異議を申し立てる前に当事者間で延長が合意された場合は、登録官は、延長を求めている当事者から当該延長について通知されるものとし、登録官は、合意された延長期間内には登録証を発行してはならない。

規則 53 書類の開示、閲覧及び提出

(1) 登録官の下での手続の当事者は、手続の聴聞の前はいつでも、その宣誓供述書又は宣誓付き宣言において何れかの書類又は収録テープに言及している当事者に対し、自己の閲覧のために当該書類又は収録テープを提出すること及び写し又は複製を作成することを自己に認めることを求める通知を送付することができる。当該通知を遵守しない当事者は、登録官の許可がある場合を除いて、当該手続において当該書類又は収録テープを用いてはならない。ただし、その他の何れの当事者も、当該書類又は収録テープを用いることができる。

(2) 登録官が指示する場合は、開示に関して最高裁判所トランスバール州支部の手続に適用される規則の規定が登録官の下での異議申立手続に準用される。

規則 54 登録官の理由書及び上訴

(1) 登録官の命令又は決定に異論を有する者は、登録官の命令若しくは決定の日から3月以内又は登録官が認める更に長い期間内に、様式 TM2 により、登録官に対してその決定の理由及び当該決定に到る際に登録官が用いた資料を書面で陳述するよう求める申請を行うことができる。当該陳述の日付は、上訴の目的で、登録官の命令又は決定の日付とみなされる。

(2) 登録官の決定及び判断に係るすべての理由書は、登録官がそのように指示する場合は、登録官による署名の日から3月以内に、特許公報で公告される。

規則 55 裁判所への申請及び裁判所の命令

(1) 法に基づく何れかの事項について裁判所が命令を発出した場合は、当該命令の発出により有利になる者(複数人の場合は登録官が指示する1人)は、直ちに当該命令の写しを庁に提出するものとする。提出を受けて、登録簿は、必要な場合は登録官により更正又は変更される。

(2) 法に基づいて裁判所が命令を発出した場合において、登録官が当該命令は公告されるべきであると考えるときは、登録官は、係る命令の発出により有利になる者の費用において、特許公報で当該命令を公告することができる。

(3) 登録簿への付加又は変更若しくは訂正は、(別段の明示の規定がある場合を除き、)登録官により特許公報に1度公告されるものとする。

規則 56 証明標章

[第 42 条]

(1) 法第 42 条の規定に基づく証明標章の登録出願は、様式 TM1 により行うものとし、かつ、規則 11 から規則 14 までの規定が当該出願に準用される。

(2) 証明標章の登録出願に関する更なる手続においては、規則 15 の規定が準用される。

(3) 証明標章の登録出願には、出願人は求めている登録の対象である商品又はサービスについて取引を行っていない旨の出願人の陳述書及び当該標章の使用を管理する規約を添えるものとする。当該規約においては、当該標章の使用に係る条件、所有者が当該商品又はサービスを証明する状況、及び第 42 条(1)にいう商品又はサービスの特徴その他の側面の何れによって出願人が商品又はサービスを証明するのかを明記しなければならない。

(4) 登録官は、本条規則に記載される要件が遵守されているか否かを検討する。登録官は、当該検討の後に当該標章に係る出願を受理した場合は、その旨を出願人に書面で通知するものとし、その後は、当該出願は、通常の申請として、細部に必要な変更を加えた上での手続が進められる。登録官は、当該要件が遵守されていないと考える場合は、その旨を出願人に書面で通知するものとし、その後は、規則 15(4)の規定が準用される。

(5) 登録証明標章の規約又は証明標章の登録出願に伴う規約の補正に係る申請は、様式 TM2 により行う。求める補正は、除かれるべきすべての語句を角括弧の中に示すことにより、また、付加されるべきすべての語句に下線を付することにより表示する。出願人は、登録官による規約の承認から1月以内に、補正された規約の写しを提出するものとする。出願人が所定の期間内に補正された規約の写しを提出しなかった場合は、補正を求める申請は放棄されたものとみなされる。

規則 57 団体標章

[第 43 条]

- (1) 法第 43 条の規定に基づく団体標章の登録出願は、様式 TM1 により行うものとし、かつ、規則 11 から規則 14 までの規定が当該出願に準用される。
- (2) 団体標章の登録出願に関する更なる手続においては、規則 15 の規定が準用される。
- (3) 団体標章の登録出願には、当該標章を管理する規約を添えるものとする。その規約には、当該標章を使用することを許可された者、当該団体の構成員の資格の条件、及び該当する場合は、濫用に対する制裁措置を含む当該標章の使用の条件を明記する。
- (4) 登録官は、本条規則に記載される要件が遵守されているか否かを検討する。登録官は、当該検討の後に当該標章に係る出願を受理した場合は、その旨を出願人に書面で通知するものとし、その後は、当該出願は、通常の申請として、細部に必要な変更を加えた上での手続が進められる。登録官は、これらの要件が遵守されていないと考える場合は、その旨を出願人に書面で通知するものとし、その後は、規則 15(4) の規定が準用される。
- (5) 登録団体標章の規約又は団体標章の登録出願に伴う規約の補正に係る申請は、様式 TM2 により行う。求める補正は、除かれるべきすべての語句を角括弧の中に示すことにより、また、付加されるべきすべての語句に下線を付することにより表示する。当該申請の写しを当該標章を使用することを許可されたすべての者に送付するものとする。出願人は、登録官による規約の承認から 1 月以内に、補正された規約の写しを提出するものとする。出願人が所定の期間内に補正された規約の写しを提出しなかった場合は、補正を求める申請は放棄されたものとみなされる。

規則 58 証明書

[第 22 条]

- (1) 登録官は、自己が法又は本規則により行うことの権限を与えられている記入、事項又は事柄について証明書を付与することを法第 29 条に基づく以外で要求される場合は、そのようにすることができる。
- (2) 番号を付された様式の標題に記載された事項に関して、次の証明書を発行するものとする。

譲渡証明書：様式 0.4

登録使用者の登録証：様式 0.5

名称変更証明書：様式 0.6

登録簿抄本証明書：様式 0.7

また、何らかの事態に対応するために、登録官が指示するように証明書を補正することができる。

規則 59 共和国外で作成された宣誓供述書の共和国内での使用のための認証

- (1) 共和国外の場所で作成された宣誓供述書は、当該共和国外の場所で公証人の署名及び公証人役場印により適正に認証されている場合は、共和国における使用の目的で十分に認証されているものとみなされる。
- (2) 本条規則の如何なる規定にも拘らず、登録官は、それに署名したと称する者により実際に署名されたものと登録官に満足に行くように証明された宣誓供述書を、十分に認証された

ものとして受け入れることができる。

(3) 本規則に基づき登録官に提出することを要求される書類は、特定の場合に登録官が特に別段の指示をしない限り、認証を必要としない。

規則 60

本規則は、1995年商標規則と称し、1995年5月1日から施行する。

附則 1 手数料

法に基づく出願(申請), 登録及びその他の事項に関して, 次の手数料を納付するものとする。
 これらの手数料は, すべての場合において, 納付の対象である事項を行う前又は行うときに
 納付しなければならない。

項目 番号	摘要	対応 様式	手数料 R
1	次のものに係る登録出願		
	(i) 1 の類に含まれる商品/サービスの指定に係る商標(第 9 条, 第 14 条, 第 16 条及び第 63 条-規則 11)	TM1	590.00
	(ii) 1 の類に含まれる商品/サービスの指定に係る誠実な同時使用者(第 14 条-規則 17)	TM1	310.00
	(iii) 1 の類に含まれる商品/サービスの指定に係る証明標章(第 42 条-規則 56)	TM1	310.00
	(iv) 1 の類に含まれる商品/サービスの指定に係る団体標章(第 43 条-規則 57)	TM1	310.00
2	登録官に対する申請, 通知又は請求		
	(a) 公告を求める請求 [第 8 条-規則 9(3)]	TM2	90.00
	(b) 決定に係る陳述書を求める請求 [第 16 条(4)-規則 54(1)]	TM2	363.00
	(c) ある登録商標と他の登録商標との間の連合関係の解消を求める申請 [第 30 条(5)-規則 22(2)] 各申請について	TM2	48.00
	(d) 宛先又は送達宛先の変更を求める申請 [第 23 条, 第 46 条(1) 又は第 66 条(3)-規則 8] 各申請について	TM2	19.00
	(e) 誤記の訂正若しくは書類を補正する許可を求める申請 [第 16 条(5), 第 23 条又は第 46 条(1)-規則 44 及び規則 56(5)] 各標章について	TM2	19.00
	(f) 出願人, 登録所有者又は登録使用者の名称又は説明の変更の記入を求める申請(第 23 条-規則 44)各標章について	TM2	19.00
	(g) 登録簿の記入の取消を求める申請(第 23 条-規則 44)各標章について	TM2	19.00
	(h) 商品/サービスの削除を求める申請(第 23 条-規則 44)各標章について	TM2	19.00
	(i) 権利の部分放棄又は付記の記入を求める請求(第 23 条-規則 44)各標章について	TM2	26.00
	(j) 商標の付加又は変更を求める申請 [第 25 条(1)-規則 45] 各登録標章について	TM2	100.00
	(k) 調査を求める請求(規則 47)類ごとに各標章について	TM2	190.00
	(l) 裁判所への申請についての通知 [第 55 条-規則 3(2)]	—	—
	(m) 将来の手續に関する情報(通告)を求める請求 [規則 48(1)] 各標章について	TM2	100.00
	(n) 商標の予定される譲渡に関する登録官の証明書を求める申請 [第 39 条(6)-規則 37]	TM2	48.00
(o) 聴聞手数料の納付の通知 [規則 19(3)(f)]	TM2	261.00	
(p) 証明書を求める申請 [第 22 条(5)-規則 58(1)]	TM2	34.00	
(q) 規定がないその他の申請, 通知又は請求 [規則 3(2)]	TM2	26.00	
3	異議申立/更正の通知(第 21 条, 第 24 条, 第 26 条及び第 27 条-規則 19)	TM3	260.00

4	防御する意図の通知(第 21 条, 第 24 条, 第 26 条及び第 27 条—規則 19)	TM4	48.00
5	登録の更新(第 11 条及び第 37 条—規則 25, 規則 26 及び規則 27)		
	(i) 通常の登録	TM5	260.00
	(ii) 誠実な同時使用者登録	TM5	260.00
	(iii) 証明標章	TM5	260.00
	(iv) 団体標章	TM5	260.00
	満了日から 1 月以内の追加手数料		48.00
	更新手数料の不納のために抹消された商標の回復に係る追加手数料		145.00
6	商標における権利に影響を及ぼす取引(譲渡, 移転, 抵当権設定又は差押)の登録を求める申請(第 39 条, 第 40 条, 第 41 条及び第 46 条—規則 31, 規則 33, 規則 38 及び規則 43)		
	最初の商標	TM6	150.00
	その後の各商標	TM6	26.00
	登録商標の譲渡又は移転の遅延登録に係る罰金—各 12 月又は月の一部の期間について	TM6	48.00
7	次のものに係る申請		
	(i) 登録使用者の登録 [第 38 条(6)—規則 39]		
	最初の商標	TM7	150.00
	その後の各商標	TM7	26.00
	(ii) 登録使用者の記入の登録の変更(第 38 条(8)(a)—規則 41)	TM7	60.00
	(iii) 登録使用者の記入の取消 [第 38 条(8)(a)—規則 41]	TM7	60.00
(iv) 登録使用者の記入の維持 [第 38 条(8)(b)—規則 42]	TM7	60.00	
8	各出願又は登録商標に係る書類の写しの作成の許可		1.00
9	登録簿, ファイル又は書類の閲覧		4.00
10	認証のための書類の照合—各 100 語又はその一部について		4.00
11	書類の写真複写, 頁ごとに(規則 49)		1.00
12	登録簿又は書類の抄本の認証—(書類ごとに)		24.00
13	登録簿への商標又は当該商標が新しく登録された商標と連合関係にある旨の注記の各記入		5.00

附則 2 商標の様式(省略)

附則 3 商品及びサービスの類一覧

[2002年2月15日のGenN 211により置き換えられた附則3]

ニース分類：第7版

商品

第1類

工業用，科学用，写真用，農業用，園芸用及び林業用の化学品。未加工人造樹脂，未加工プラスチック。肥料。消火剤。焼戻し剤及びはんだ付け剤。食品保存用化学剤。なめし剤。工業用接着剤

第2類

ペイント，ワニス，ラッカー，防錆剤及び木材保存剤。着色剤。媒染剤。未加工天然樹脂。塗装用，装飾用，印刷用及び美術用の金属箔及び金属粉

第3類

漂白剤及びその他の洗濯に用いる物質。洗浄剤，つや出し剤，擦り磨き剤及び研磨剤。石鹸。香料，精油，化粧品，ヘアローション。歯磨き

第4類

工業用の油及び油脂。潤滑剤。塵埃吸収剤，塵埃湿潤剤及び塵埃吸着剤。燃料(原動機用燃料を含む)及びイルミネラント。ろうそく，灯心

第5類

薬剤，獣医科用剤及び衛生剤。食餌療法剤，乳児用食品。膏薬，包帯類。歯科用充填材料，歯科用ワックス。消毒剤。有害動物駆除剤。殺菌剤，除草剤

第6類

一般の金属及びその合金。金属製建築材料。運搬可能な金属製建築物。鉄道線路用金属材料。一般の金属から成る電気用でないケーブル及びワイヤ。鉄製品，小型金属製品。金属管。金庫。一般の金属から成る商品であって他の類に属さないもの。鉍石

第7類

機械及び工作機械。原動機(陸上の乗物用のものを除く)。機械用の継手及び伝動装置の構成部品(陸上の乗物用のものを除く)。農業用器具(手動式のものを除く)。ふ卵器

第8類

手持ちの工具及び器具(手動式のもの)。刃物類。携帯用武器。かみそり

第9類

科学用，航海用，測量用，電気用，写真用，映画用，光学用，計量用，測定用，信号用，検査(監視)用，救命用及び教育用の機器。音響又は映像の記録用，送信用又は再生用の装置。磁気データ記憶媒体，記録用ディスク。自動販売機及び硬貨作動式機械用の始動装置。金銭登録機，計算機，データ処理装置及びコンピュータ。消火器

第10類

外科用，内科用，歯科用及び獣医科用の機器並びに義肢，義眼及び義歯。整形外科用品。縫合用材料

第11類

照明用，加熱用，蒸気発生用，調理用，冷却用，乾燥用，換気用，給水用及び衛生用の装置

第12類

乗物。陸上、空中又は水上の移動用の機器

第13類

火器。弾薬及び発射体。火薬類。花火

第14類

貴金属及びその合金並びに貴金属製品又は貴金属を被覆した商品であって他の類に属さないもの。宝飾品、貴石。時計用具

第15類

楽器

第16類

紙、厚紙及びこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。印刷物。製本用材料。写真。文房具。文房具としての又は家庭用の接着剤。美術用材料。絵筆及び塗装用ブラシ。タイプライター及び事務用品(家具を除く)。教材(器具を除く)。プラスチック製包装用品(他の類に属するものを除く)。トランプ。活字。印刷用ブロック

第17類

ゴム、グタペルカ、ガム、石綿及び雲母並びにこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。製造用に押出成形されたプラスチック。詰物用、止具用及び絶縁用の材料。金属製でないフレキシブル管

第18類

革及び人工皮革並びにこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。獣皮。トランク及び旅行用バッグ。傘、日傘及び杖。むち、馬具

第19類

建築材料(金属製でないもの)。金属製でない建築用硬質管。アスファルト、ピッチ及び瀝青。金属製でない運搬可能な建築物。金属製でない記念物

第20類

家具、鏡、額縁。木材、コルク、葦、籐、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、琥珀、真珠母、海泡石及びこれらの材料の代用品から成り又はプラスチックから成る商品(他の類に属するものを除く)

第21類

家庭用又は台所用の器具及び容器(貴金属又は貴金属を被覆したものでないもの)。くし及びスポンジ。ブラシ(絵筆及び塗装用ブラシを除く)。ブラシ製造用材料。清浄用品。スチールウール。未加工又は半加工のガラス(建築用のものを除く)。ガラス製品、磁器製品及び陶器製品であって他の類に属さないもの

第22類

ロープ、紐、網、テント、日よけ、ターポリン、帆、袋(他の類に属するものを除く)。詰物用材料(ゴム製又はプラスチック製のものを除く)。織物用の未加工繊維

第23類

織物用糸

第24類

織物及び織物製品であって他の類に属さないもの。ベッドカバー及びテーブルカバー

第25類

被服、履物、帽子

第26類

レース及び刺繍布，リボン及び組紐。ボタン，ホック，ピン及び針。造花

第27類

絨毯，ラグ，マット及びマット材料，リノリウムその他の床用敷物。壁掛け(織物製でないもの)

第28類

ゲーム用品及び玩具。体操用具及び運動用具であって他の類に属さないもの。クリスマスツリー用装飾品

第29類

食肉，魚，家禽及び食用鳥獣肉。肉エキス。保存処理，乾燥処理及び調理をした果実及び野菜。ゼリー，ジャム，コンポート。卵，ミルク及び乳製品。食用油脂

第30類

コーヒー，茶，ココア，砂糖，米，タピオカ，サゴ，代用コーヒー。穀粉及び穀物から成る加工品，パン，練り粉菓子，菓子，氷菓。蜂蜜，糖蜜。酵母，ベーキングパウダー。塩，マスタード。酢，ソース(調味料)。香辛料。氷

第31類

農業，園芸及び林業の生産物並びに穀物であって他の類に属さないもの。生きている動物。生鮮の果実及び野菜。種子，自然の植物及び花。飼料，麦芽

第32類

ビール，ミネラルウォーター，炭酸水及びアルコールを含有しないその他の飲料。果実飲料及び果汁。シロップ及びその他の飲料用調製品

第33類

アルコール飲料(ビールを除く)

第34類

たばこ。喫煙用具。マッチ

サービス

第35類

広告。事業の管理。事業の運営。事務処理。小売業及び卸売業における販売の申出及び商品の販売

第36類

保険，財政業務。金融業務。不動産業務

第37類

建築物の建設。修理。取付けサービス

第38類

電気通信

第39類

輸送。商品の梱包及び保管。旅行の手配

第40類

材料処理

第41類

教育。訓練の提供。娯楽，スポーツ及び文化活動

第 42 類

科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計。工業上の分析及び調査。コンピュータのハードウェア及びソフトウェアの設計及び開発。法律事務

第 43 類

飲食物の提供。一時宿泊施設の提供

第 44 類

医療サービス。獣医サービス。人又は動物に関する衛生及び美容。農業、園芸及び林業サービス

第 45 類

個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス。財産及び個人の保護のためのセキュリティサービス